

○拳銃等又は猟銃の所持許可の取消し

(第 11 条第 4 項)

改正 平成 26 年 3 月 20 日 平成 29 年 3 月 22 日

令和 4 年 3 月 15 日

処分基準

令和 4 年 3 月 15 日作成

法令名	銃砲刀剣類所持等取締法
根拠条項	第 11 条第 4 項
処分の概要	拳銃等又は猟銃の所持許可の取消し
原権者 (委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条(許可)、第 6 条(国際競技に参加する外国人に対する許可の特例)、第 11 条第 4 項 火薬類取締法第 50 条の 2 第 1 項(猟銃用火薬類等の特例) 火薬類取締法施行令第 12 条(猟銃用火薬等)
処分基準	当該違反に伴う実害の発生、同種事案の再発のおそれ、社会的に非難されるべき点等が認められる場合に、許可を取り消すものとする。
問い合わせ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室